

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は、『養護老人ホーム』について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…養護老人ホームとはどのような施設なのでしょうか。
- 対応策…養護老人ホームについて説明します。

利用対象者は65歳以上で、病院等への入院または加療の必要がなく、身の回りのことが全て自分でできる方が入所できる施設です。(寝たきりまたは認知症の方は入所できません)

1 入居条件

ア. 環境上の事情

- ・自立しているが、身体上または精神上的の障がいのため日常生活に支障があり、世話をしてくれる養護者などがいない、または適切な養護を受けられない。
- ・家族または同居者との折り合いが悪い。
- ・住居がないか、または住居があっても狭く環境が悪い。

イ. 経済的事情

- ・本人の世帯が生活保護世帯である。
- ・世帯の生計の中心者が市町村民税の所得割を課されていない。

2 入居費用

入居にかかる費用は、ご本人や扶養義務のある家族の世帯収入・課税状況によって判断され養護老人ホーム被措置者費用徴収基準の規定に基づいて決められる

3 特別養護老人ホームや他の介護保険施設との違い

- ・特別養護老人ホームは介護保険制度で運営されているのに対し、養護老人ホームは自治体が『措置』という名目で入所を決定し、経済状況に応じて生活費用も公費でサポートされている。
- ・他の施設に比べ低額で利用することができる。
- ・介護度が重くなると退去しなければならない場合がある。
- ・入所の可否については市町村が判定するため、希望したからと言って必ずしも入所できるとは限らない。

4 利用方法

- ・本人または家族が大崎町役場保健福祉課に相談します。
- ・担当職員が本人の状態を調査して、地域ケア会議にて入所の可否を判定します。

【大崎町近隣の養護老人ホーム】

宝寿園	志布志市志布志町	099-472-0407
あけぼの園	志布志市松山町	099-487-8355
明光園	東串良町	0994-63-8018
清寿園	曾於市末吉町	0986-76-0258

